
プロジェクト リスク分担型企業年金に関する会計処理
第 83 回退職給付専門委員会及び第 344 回企業会計基準委員会で聞か
れた意見
項目

本資料の目的

1. 本資料は、「リスク分担型企業年金の会計処理等に関する実務上の取扱い（案）」（以下「本公開草案」という。）に寄せられたコメントについて、第 83 回退職給付専門委員会（2016 年 9 月 8 日開催）及び第 344 回企業会計基準委員会（2016 年 9 月 9 日開催）で聞かれた主な意見をまとめたものである。

（質問 1）リスク分担型企業年金の分類、分類の再判定、会計処理

（本公開草案の内容を支持しないコメントへの対応について）

第 83 回退職給付専門委員会で聞かれた意見

2. 退職給付会計基準の基本的コンセプトから見直しを行った方がよいのではないかとのコメントについて、本公開草案はこれまで公表されている退職給付会計基準に基づいた取扱いを示している旨をコメント対応表に記載した方がよいのではないかと。
3. リスク分担型企業年金の特徴として、「企業に追加の掛金拠出が要求されない」と結論の背景に記載しているが、分類の再判定を行う場合や特例掛金が拠出されるケースもあるので、「原則として」等の文言を追記すべきであるとする。

第 344 回企業会計基準委員会で聞かれた意見

4. 会計上の分類の判定にあたって、様々なケースがあると想定されるため、分類の判定基準について、何らかの記載を検討した方がよいのではないかと。

（分類の判定及び再判定に関するコメントへの対応に関する意見）

第 83 回退職給付専門委員会で聞かれた意見

5. 事実関係に即して判断する点について、審議の際に検討された具体的な事例を追加記載することも考えられないかと。
6. 様々なケースを想定して判断基準や事例を具体的に記載すると、それらがチェックリストとして用いられることを懸念するため、実質的に判断する旨のみを記載する本公開草案の提案に賛成する。

第 344 回企業会計基準委員会で聞かれた意見

7. 会計上の分類は、形式的な観点で判定するのではなく、実質的な観点で判断すべきであり、その点を実務対応報告の結論の背景等に反映できるとよいと考える。また、分類の再判定が随時行われる点も併せて記載した方がよいと考える。
8. 分類の再判定は、将来に向かって変更するものと考え、確定給付制度に分類されることに伴って新たな認識が必要となる退職給付債務から年金資産を控除した額は過去勤務費用として取り扱うのがよいのではないかと考える。

(他の退職給付制度からの給付の補填の取扱いに関するコメントへの対応に関する意見)

第 83 回退職給付専門委員会で聞かれた意見

9. リスク分担型企業年金を導入しても、基本的に従前と給付総額が変わらないように制度設計されているのであれば、一体と捉えて確定給付制度として処理することは納得感がある。
10. 財務諸表利用者として、このようなケースにおいて、リスク分担型企業年金が確定拠出制度に分類されることによって、開示される情報量が大きく変わることを懸念する。
11. 退職金制度の内枠として、リスク分担型企業年金を運営する場合、会計処理を別々に行う考え方には賛成するが、リスク分担型企業年金と他の退職給付制度を一体と捉えて分類する点には疑問がある。
12. 他の退職給付制度から補填される場合、補填する退職給付制度の退職給付債務の評価として織り込めば十分であり、リスク分担型企業年金と他の退職給付制度を一体と捉えて分類することには反対である。

第 344 回企業会計基準委員会で聞かれた意見

13. 他の退職給付制度からの補填がある場合、一体と捉えて確定給付制度に分類する旨が提案されているが、開示の点で検討すべき点はあるものの、会計上の分類の判定は退職給付制度ごとの方がわかりやすいのではないかと考える。

(特例掛金が拠出される場合の取扱いのコメントへの対応に関する意見)

第 83 回退職給付専門委員会で聞かれた意見

14. 特例掛金の取扱いについて、コメント対応に記載された内容を実務対応報告に反映する点に賛成する。
15. 特例掛金の拠出が必要となる場合は稀であるならば、稀であることを明記した方が作成者としてはわかりやすいと考える。

16. 特例掛金の拠出が必要となった場合は分類の再判定が必要となると理解しており、修正文案に記載されているケースを除いては、企業が追加的な拠出義務を実質的に負っているとは言えないのではないか。
17. 特例掛金の拠出が必要となる場合は稀であると整理しなければ、リスク分担型企業年金を確定拠出制度と分類するのは難しく、特例掛金の拠出が起り得る場合や実際に拠出する場合は確定給付制度に分類しなければならないと考える。また、このような内容を規約にあらかじめ記載することが現実的に可能かどうか疑問である。

第 344 回企業会計基準委員会で聞かれた意見

18. 特例掛金の取扱いについて、コメント対応に記載された内容を実務対応報告に追加記載する点に賛成する。当該記載が、分類の判定における判断指針として機能するのではないか。

(その他のコメントへの対応に関する意見)

第 83 回退職給付専門委員会で聞かれた意見

19. リスク対応掛金を負債として認識しない論拠として記載されている「将来発生し得るリスクに対応するために拠出されるもの」という点が、引当金の一般的な考え方と整合しないように見える点を懸念する。
20. 本公開草案の提案内容を支持しないコメント提出者に参考人として専門委員会に出席いただいて、意見を直接聴取する対応は考えられないか。

(質問 2) 退職給付制度間の移行に関する取扱い

(他の移行パターンの取扱いのコメントへの対応に関する意見)

第 83 回退職給付専門委員会で聞かれた意見

21. 他の移行パターンの取扱いを記載する必要があるかどうかは別途検討する必要があるが、退職給付会計基準第 4 項に定める確定拠出制度に分類されるリスク分担型企業年金から退職給付会計基準第 5 項に定める確定給付制度に分類される他の退職給付制度へ移行する場合、新たな退職給付制度を採用したときに準じて、新たな認識が必要となる退職給付債務から年金資産を控除した額は過去勤務費用に該当するものとする。
22. 仮に新たな認識が必要となる退職給付債務から年金資産を控除した額が過去勤務費用に該当すると考える場合、退職給付債務が増加する部分については異論がないが、年金資産が増加する部分を過去勤務費用に含めるかどうかについては、過去勤務費用の定義との関係で疑問がある。

23. 過去勤務費用の定義を変更しなければ、新たな認識が必要となる退職給付債務から年金資産を控除した額を過去勤務費用に該当するものとして整理するのは困難と考えており、当該金額は一時の損益として処理すべきと考える。
24. 新たな認識が必要となる退職給付債務から年金資産を控除した額が過去勤務費用の定義に該当するかどうかという点で疑問があり、また、遅延認識する合理的な論拠があるのかという点も検討が必要である。
25. リスク分担型企業年金に移行した後、確定給付企業年金に移行するパターンは稀なケースであると考えられるため、移行に関する取扱いを実務対応報告に記載する必要はないと考える。

第 344 回企業会計基準委員会で聞かれた意見

26. 確定拠出制度に分類されるリスク分担型企業年金から確定給付制度に分類される退職給付制度へ移行する場合と、分類の再判定の結果、確定拠出制度から確定給付制度に分類された場合の取扱いは整合させるべきであり、いずれの場合も過去勤務費用として処理すべきと考える。
27. リスク分担型企業年金の制度設計時には様々な観点から検討すると考えられるため、リスク分担型企業年金から確定給付制度に分類される退職給付制度への移行の取扱いについては、実務対応報告に記載する方がよいのではないかと考える。会計処理としては、過去勤務費用の定義に該当するかどうかは検討する必要があるもの、繰り延べて費用処理すべきと考える。
28. 経営者が従業員への給付額を保証していると考えられるため、新たな制度を採用したときに準じて、新たな認識が必要となる退職給付債務から年金資産を控除した額は、過去勤務費用に該当するのではないかと考える。移行に関する取扱いについては今後の検討課題とした上で、実務対応報告に記載しなくてもよいと考える。

(質問 3) 開示

(開示の目的や有用性のコメントへの対応に関する意見)

第 344 回企業会計基準委員会で聞かれた意見

29. 制度の概要については、リスク分担型企業年金が十分に周知されるまではその特徴を開示することが必要ではないかと考える。

(分類の再判定が実施された場合の開示が必要である旨のコメントへの対応に関する意見)

第 83 回退職給付専門委員会で聞かれた意見

30. 当初の分類の判定において開示が求められないのであれば、再判定のみ取り上げて開示する必要がないと整理されているが、再判定という特殊な状況では開示した方がよいという意見も想定され、コメントへの対応を再検討した方がよいと考える。
31. 分類の再判定の結果、分類を変更する場合は、退職給付制度の概要に関する注記において記載の変更が必要であり、その点も含めて整理すべきではないか。

(翌期以降に拠出するリスク対応掛金相当額等を開示する目的を追記すべきである旨のコメントへの対応に関する意見)

第 83 回退職給付専門委員会で聞かれた意見

32. コメント 29)について、企業がリスク対応掛金相当額の拠出義務を負うと記載すると、リスク対応掛金を負債として認識しないことと矛盾が生じるため、記載内容について再検討すべきではないか。

以 上